

日本版概念フレームワークの意義と論点

- その立脚点の基礎論的検討 -

「討議資料」における財務報告の目的 - 予想形成への役立ち -

「討議資料」は前文の「公表にあたって」のなかで、その目的がどこにあるかを明確に謳っている。まず、その箇所を引用しておこう。証券市場への情報開示：「...委員会の中心的な役割との関係上、原則として証券取引法上のディスクロージャー制度を念頭に置いて記述されたものである点にも留意しなければならない。ここでは公開企業を中心とする証券市場への情報開示が前提とされている」(下線引用者)

さて、「討議資料」における概念フレームワークは、「財務報告の目的」(第1項~22項)にみられるように、投資家の予想形成に役立つ情報提供、いわゆる意思決定有用性会計に立脚している。この「財務報告の目的」は、それに続く「会計基準の質的特性」、「財務諸表の構成要素」、「財務諸表における認識と測定」を規定するだけにきわめて重要である。本稿の目的からとくに注目したいのは、予測と情報、予想形成への役立ち、情報の非対称性の緩和である。取り上げたのは、以下の から の4つの項目である(以下の下線はすべて引用者)

予測と情報：「不確実な成果を予測して意思決定する際、投資家は企業が資金をどのように投資し、実際にどれだけの成果をあげているかについて情報を必要としている」(2項) 予想形成への役立ち：「会計情報は企業価値の推定に資することが期待されているが、...会計情報には、その見積りにあたって必要な、(投資家の - 引用者)予想形成に役立つ基礎を提供する役割だけが期待されている」(16項)

非対称性の緩和と会計情報：「情報の非対称性を緩和する会計情報や、その内容を規制する会計基準は、...」(14項) 売却機会の保証：「情報の非対称性は、証券の発行市場のみならず証券の流通市場においても問題になる。将来の売却機会が保証されないかぎり、投資家はそもそも証券の発行市場においてさえその購入に応じようとしまいであろう」(13項)

ここでは、以下の考察とのかかわりで、それらの前提になっている効率的市場、市場参加者の合理的行動(もっぱら自己の利益のために行動)そして「情報の非対称性」の性格(証券投資の意思決定に関する非対称性)に留意しておきたい。後述の議論では、同じく非対称性でもその性格は異なるし、また必ずしも経済合理性が前提とされるわけではない。

なお、日本版概念フレームワークでは情報レリバンズと内的整合性の問題や計算構造の問題も取り上げるべきだが、統一論題テーマ「現代の会計責任を問う - だれのための会計か - 」とのかかわりで、今回の報告では取り上げなかった(この点については、石川[2004b]、石川[2005]参照)。ただ、計算構造に関して、市場の論理とのかかわりで、特に「投資家の視点 市場の論理 B/Sでの実態・リスクの情報開示 動態論的B/S観の不適合性」という点、及びこうした情報開示志向や企業価値評価志向のあり方が会計理論の発展進化の帰結かという点のみ指摘した。

以下、不確実性の経済学、株式会社の基礎論、イギリス法制史からエクイティ概念、そして会計主体論の4つ(経済、法、歴史、会計)の基礎論的観点から、概念フレームワークの立脚点を考察する。

不確実性の経済学から - 不確実性と会計 -

まず1つ目は不確実性からの視点、とりわけ2つのタイプの不確実性とその対処の仕方という視点か

ら（詳しくは石川[1988]270-73頁参照）、2つの会計のあり方（性格）の相違を示してみたい。すなわち、1つは「環境的不確実性」（environment uncertainty）あるいは「技術的不確実性」（technological uncertainty）と呼ばれるもので、天気予報のようにある意思決定（たとえば傘を持参か否か）にとって天気という状態（state of nature）の不確実性である。そこでは、人（意思決定者）と予測対象になる不確実な外部事象（自然の状態）との関係、すなわち「人对自然の状態」の関係での不確実性が問題対象になり、「意思決定者の予測（事前の期待） 情報入手による期待の改訂 行動（選択）の改訂 利得（効用）の増大（情報価値）」というプロセスが分析される。いわゆるベイジアン（統計的）決定論が妥当する不確実性と情報の分野である。

もう1つの不確実性は、人と人が何らかの関係を結ぶことから出てくる不確実性で、「通信的不確実性」（communicational uncertainty）あるいは「市場不確実性」（market uncertainty）と呼ばれる。例えば、ある決定を自分で行わず他人に委ねるさい、その相手が自分のために行動してくれるかどうかという不確実性が出てくる。先の「人对自然の状態」関係に対し、「人对人」関係での不確実性といえる。この不確実性への対処は、先の不確実性とはおのずと異なって、何らかの対処の仕組み作りが必要となる。いわゆる「制度」も、そうした観点から分析される。組織や制度の経済分析と呼ばれる分野である。そこでの「人对人」の関係は、取引コスト理論、エイジェンシー理論（契約理論）、ゲーム理論、所有権理論などが適用される分野である。

この2つのタイプの不確実性とその対処の仕方の相違の観点から、2つの会計のあり方をみても、それぞれの性格が明らかになる。すなわち、1つは投資家の投資予測に資する会計という性格である。投資家は業績（利益）予測に基づいて投資行動を選択するとすれば、会計情報はその予想形成に有用な情報としての役割が期待される。投資行動にとって将来の業績予測が重要な投資判断であるなら、それを知りたい投資家にとってはそれが不確実事象（自然の状態）となる。利益情報はそのための予想形成に役立つわけである。これは、端的に言ってしまうと、天気予報という情報を利用する意思決定者のあり方と本質的に変わらない。明日の天気次第で売上げの多寡が変わってしまうピクニック弁当屋にとって、明日の天気予報はきわめて重要な情報なのである。したがって、そこで想定されている会計情報システムは、明日の業績予報システムということになる。

もう1つは、「人对人」関係での通信的不確実にかかわる会計のあり方がある。この方が、会計の本来的あり方に通じる。たとえば、「人（委託者）と人（受託者）」の関係において、受託者が委託者のために忠実に行動することが期待されるが、人は必ずしもその信頼に応えるとは限らないし（逆選抜）実際にとった行動が何であるかも不確実（モラルハザード）である。こうした不確実性に対処する仕組み（制度）のなかで出てくる会計は、先の会計のあり方とはその性格をおのずと異にする。

以上、2つの不確実性と会計の性格という点でまとめてみれば、（ ）環境的不確実性：「人对自然」（予測）、不確実性と情報 「意思決定」情報としての会計、（ ）通信的不確実性：「人对人」（信頼）、不確実性と制度 「利害調整」制度としての会計、となる。

この不確実性の経済学の観点から概念フレームワークの立脚点を位置づければ、そこでは前節でみたように「予測と情報」、「予想形成への役立ち」が強調されている点で、(i)での不確実性及び（その対処としての）情報開示が基礎になっているといえる。（ ）での会計のあり方の1つの重要な特性である「証拠性」という点と比較すれば、そこではなによりも「情報性」が志向されているということができよう。さらには、証拠性志向の会計を「記録なければ計算なし」の会計と言え、情報性志向の会計は「記録

なくして情報あり」の会計ということで、各々の性格の違いを端的に指摘することができよう¹。

なお「討議資料」では、会計情報の副次的な利用として、副次的目的：「会計情報は、公的な規制や私的な契約等を通じた利害調整にも利用されている」（22 項）と記されているように、利害調整機能は副次的目的として位置づけられている。その点からみても、投資意思決定の予想形成への役立ちは、(i) 予測と情報での役割が期待されているとみることができよう。

株式会社の所有関係から - 所有の二重性と会計 -

2 つ目は、株式会社の所有関係からの視点である。そこでは、「株主 - 会社」と「会社 - 財産」における所有の二重性、とりわけ前者の側面での株主と会社の「社員関係」、後者での会社と経営者の「委任関係」が以下での論点になる²。

まず、「株主 会社」（所有）の側面だが、株主は社員権として会社を所有している（その基本的な権利は自益権）。端的には、岩井[2002]の用語を借りれば、株主はモノとしての会社（会社 = モノ）を所有している。この見地、すなわち「会社は株主のもの」という見地にたつと、投資予測に資する会計は「投資家（株主）のための会計」ということになり、それは端的に言って「会社 = モノ」の会計となる。

実際、株価がモノとしての会社の評価であるから、そこでの会計はその評価に資する、つまり企業価値評価にとって有用な情報提供という性格を帯びることになる。これが企業価値評価志向の会計であり、会計基準もそれに適合する基準という性格をもつことになる。筆者はこれを会計基準の「企業価値評価適合アプローチ」と呼んだ（石川[2002 a]30-31 頁、石川[2002 b]419-20 頁参照）。

これに対し、「会社 財産」（所有）の側面では、会社がヒトとして文字通り会社財産を所有している。ここでは、その財産を直接に管理運営している経営者が重要な地位におかれる。とりわけ会社との関係が論点になるが、商法では「会社 - 経営者（取締役）」は委任の関係として捉えられている。すなわち「委任に関する規定に従う」（商法 254 条、新会社 330 条）と規定されている。

ここで、委任とは当事者（委任者）が法律行為をなすことを相手方（受任者）に委託し、相手方がこれを承諾することで成立する契約（民法 643 条）であり、そこには「善管注意義務」（民法 644 条）が課される。商法では、この注意義務にとどまらず、さらに「忠実義務」（無過失責任）も負わしている（商法 254 条の 3、新会社法 355 条）。この忠実義務はアメリカ会社法からきているといわれるが、とくにアメリカの州判例法上の忠実義務が「信任（信認）」義務（fiduciary duty）であることがあとの議論にとって重要になる。

先に会社と経営者（取締役）との関係がまず民法上の委任に従うと規定されながらも、商法ではさらに忠実義務が課され、それが信任義務に由来することをみた。となると、単なる委任という契約の関係ではなく、そもそもなぜ法人格が付与され、その法人と（法人の）実際の法律行為の担い手となる自然人（会社の場合は経営者）とはいかなる関係にあるか、といった原点まで遡った議論が必要になりそうである。以下では信任、委任、代理の 3 つの基礎概念を取り上げ、それらの相互のかかわりと相違をみておく。

「委任」の関係についてはすでに述べたが、「信任（信認）」の関係は当事者の一方が相手の信頼を受け、その者の利益を念頭において行動、助言しなければならない関係である。受託者と受益者（委託者）、後見人と被後見人、医者と患者など、その適用範囲は会社法や信託法にかぎらず家族法までに及び、かなり広い（例えば、道垣内[1996]、樋口[1999]参照）。より詳しい議論は、その起源まで遡った議論もふ

くめて次節で行うが、ここで重要な点だけを指摘しておけば、受信者は高度の忠実義務を負う（最高度の信義誠実を尽くして行動する）関係にあるという点である。ちなみに、「信任」(fiduciary)は英米法辞典の項目には出ているが、わが国の法律学辞典では、いくつか調べたかぎりでは出ていない。このこと自体が、「信任」概念が大陸法とは異なる英米法から来ていることの証左といえる。

さらには、法人としての会社が介在することによる二重の関係性をみるのが重要であり、経営者の信任義務は（対株主ではなく）対会社との関係であるという点、つまり直接的に委託・受託の関係ではないという点も重要である。この点は、株式会社の「代理人説」(株主と経営者との代理人関係)の誤謬性につながる³。経営者は株主の委任契約による代理人かという問いである。利害調整会計は「エクイティ・アカウンティング」(equity accounting)と言われるが、ここでの議論からは少なくともそれが「エイジェンシー・アカウンティング」(agency accounting)でないことが示唆される。

いずれにしても、この信任の関係から出てくる会計は、先に述べた「投資家のための会計」(「会社＝モノ」の会計)とはその性格が異なる。このことが、後で議論される。

イギリス法制史から - エクイティ概念と会計 -

3つ目は、エクイティの概念、とりわけコモンローとの対比である。会計の役割は、大きくは「意思決定会計」と「利害調整会計」の2つがあるとされる。今日、投資家の意思決定（投資判断）に役立つ会計として前者の役割が中心になっているが、後者の会計もきわめて重要である。それはエクイティ・アカウンティングともいわれるように、「エクイティ」という用語がキー概念になる⁴。これは会計の原点（受託者責任の会計）にもつながる概念である。

エクイティの概念を理解するには、イギリス法の歴史の知識が必要になる。すなわち、もともとエクイティは中世においてコモンローでは救済されない争いであっても、正義と衡平の見地から、不正義を救済する必要性（エクイティによる救済）の認識から出てきた。その後、エクイティは法としての体裁を次第に整えるようになり、18世紀にはコモンローと併存する法体系とみられるようになったといわれる。特に、このエクイティの概念は大陸法にはみられないもので、アングロサクソン法の大きな特徴といわれている⁵。

では、コモンローで救済されない争いとは何か。それはエクイティが「信託」に由来するといわれるように、もともと不在地主の権利問題として出てきた。すなわち、中世の領主が戦争などで不在の時、友人など第三者に土地を委託することから始まった。ここで重要なのは、土地使用における委託者ないし受益者（領主）と受託者（友人）との「信任（信認）」関係（fiduciary relation）である。そして、受託者が受益者(fiduciary)のため約束を守らない場合、コモンローではエクイティの考え方が存在せず、救済できなかったのである。

コモンローに対するエクイティ概念で、いずれも会計のあり方にかかわる重要な点を2点あげれば、1つは前節でみた「所有」の概念（2つの所有概念）もう1つはここでの「信任（信認）」という関係である。この信任関係で重要な点は、今日の個人主義に基づく自由な「契約」とは異質な関係であるという点である。契約は対等な個人間の自由意思に基づくが、信任は対等ではなく依存（あるいは互助）の関係であり、しかも受信者はすでに前節で述べたように高度の忠実義務を負う関係である。この関係に根ざす会計のあり方が受託者責任の会計であり、今日のコーポレートガバナンスの一環としての会計に通じる。もともとエクイティの基礎に、信頼、良心、正義、公平があるという点が重要である。

だが、今日の企業会計（財務会計）のあり方、とりわけ意思決定有用性会計のあり方は、必ずしもそれとは重ならない。今日の投資家（株主）資本主義にあつては、株主は弱者の立場の側面（無機能資本家）よりも、特に機関投資家にみられるように、むしろ強者として「物言う株主」（株主 activism）の側面が重要であり、財務会計のあり方もそれに従属する性格をもつものとなる。そこで投資家は必ずしも弱者の立場から会計情報を受け取るというのではなく、むしろ積極的に自己の投資予測に資する会計情報を要求する。冒頭で述べた投資家の意思決定（投資判断）に役立つ会計、すなわち意思決定有用性会計が中心になるゆえんである。

そうした会計のあり方は、当然ながら会計計算のあり方に現れてくる。すなわち、投資家の投資判断にとっては財務透明性が重視され、そのことが実態リスク開示のストック評価先行型会計につながる。ここに、計算構造の制度性（計算は制度中立でない）という点が指摘される。今日の資産負債中心観も純然たる資本利益計算の再構成論として登場してきているのではなく、むしろ、まずはB/Sに財務実態や財務透明性の開示を求めることからきている。そうした要請のもとでは、純然たる期間利益計算中心観にたつ動態論的B/S観の限界性と不適合性が出てくるわけであり、なぜ現実にもこのような計算構造をとっているかは、社会的要請とそれを受けた会計のあり方といった点から捉えなければなかなか見えてこないのである。

会計主体論と法人論から - 株主主権と会計 -

4つ目は会計主体論及び法人論からの視点、とりわけ株主主権にかかわる。本年（2005年）2月に始まり2ヶ月余りにわたって世間を騒がせたライブドア事件（ニッポン放送の支配権を巡るライブドア対フジ・サンケイグループの攻防戦）は、その本筋でない決着の仕方（妥協の和解）はともかく、「会社とは何か」、「会社は誰のためか」を世間にあらためて考えさせた。このことは会計とも無縁でない。その問いかけは、「会計とは何か」、「会計は誰のためか」に通じるからである。

周知のとおり、もともと会計学には「企業会計は誰のために行われるのか」をめぐる論争、いわゆる会計主体論争がある。それは企業会計サイドからの会社（企業）観ともいえるが、大きくは資本主（所有主）説、代理人説、企業主体説、企業体説がある。この他に、資金説があげられるが、それは企業を資金の場とみる点で、からとは次元の異なる説といえる。

とが企業と所有主との直接的な所有関係を重視しているのに対し、とはいわゆる「所有と経営の分離」のもと企業それ自体の存在を重視する立場といえる。会計学上は、前者から後者に展開されたといわれる。だが、今日、「会社は株主のもの」と言うとき、そこには後述する法人名目説的な会社観があり、むしろ会計主体論的にはやに通じる。また連結会計での親会社説は、会社単位ではないものの、やに立っているわけではない。

一方、法学の分野では「法人」（端的には株式会社）の本質、すなわち「法人とは何か」をめぐる論争がなされてきた。法学の歴史でも最大の論争の1つといわれる法人論争であり、a 法人名目説（法人擬制説、法人否認説）とb 法人実在説との対立である。前者は法人といっても結局はその背後にある個々の人間（自然人）に帰せられるという説であり、後者は自然人と同様の実在と捉える説である。この法人論争からみれば、先の会計学上の主体論のうち、そこでは必ずしも法人の概念が意識されているわけではないが、とはあきらかに法人名目説的な見方につながり、とは法人実在説的な見方につながる。そして、今日の株主主権論の見方は法人名目説的な会社観であり、株主主権論に立つ会計もまた

法人名目説的な主体観に立つといえる（所有主のための会計）

石川[2002 a] (37 頁)では、「1980年代の後半からのいわゆる証券市場の機関化現象 株式会社制度のあり方（支配構造への影響） 会計計算と開示への影響」という一連の関連から今日の会計問題を説くことの重要性を指摘した。そこでは、さらにより大きな歴史的パースペクティブから「所有と経営の分離（バーリー・ミーンズ） 経営者資本主義（マリス） 今日の投資家資本主義（ユシーム）」の変遷過程を基礎にして、今日の会計計算と公開の問題を歴史的・経済学的に考察する必要性を指摘した。

今日、「会社は株主のもの」（株主主権）というとき、こうした資本主義経済の変遷は法人論的には「法人実在説的な会社観（経営者資本主義） 法人名目説的な会社観（投資家資本主義）」の変容として捉えることができる。つまり、投資家資本主義には明らかに法人名目説的な会社観が見て取れるわけで、したがって会計もそれを受けて投資家本位の会計、投資家資本主義の会計となる。日本版概念フレームワークも、それが証券市場での投資家の投資決定に役立つ会計を重視していることからして、投資家（株主）主権の見地にたっており、ここにその主体論的性格をみることができるといえる。

こうして今日の企業会計がアメリカ流の投資家資本主義（株主主権）に立つならば、そのあり方は会計主体論からすれば、ある種の“先祖返り”ともとれる。法人名目説での会社はモノとして株主（所有主）に所有されている点で「会社＝モノ」であり、したがってそのもとでの会計のあり方も、端的に言って「会社＝モノ」の会計（投資家本位、投資家資本主義の会計）となる。

ここで、投資家（株主）資本主義とは、銀行を中核にした金融資本主義（銀行資本主義）ではなく証券市場とりわけ株式市場を中核に据えた資本主義のあり方をいうが、「経営者資本主義」あるいは「法人資本主義」のあとに来るものとしての史的意味合いが重要といえる。特に、機関投資家が会社経営に大きな影響力（物言う株主）をもつようになり、企業会計のあり方も国際的分散投資を行う機関投資家にとって役立つ会計という性格を帯びることになるという点が重要である。前節では会計計算が制度中立であり得ない（計算の制度性）という点に触れたが、ここでの会社主権論の視点からも、投資家本位と市場ベースの画一的会計志向（公正価値アプローチ）と、経営者の意図を反映する非画一的会計志向（企業固有アプローチ）との相違が指摘できそうである。

いずれにせよ、今日における「会社とは何か」、「会社は誰のため」をめぐる議論は、あらためて「会計とは何か」、「会社は誰のためか」を考えることにつながる。そして法人論が会計学上の主体論とも重なっているだけに、ここに今日的な会計主体論の議論が浮上してくる。少なくとも、「会計は誰のため」は、会計が一人歩きするわけではないから、まずもって「会社は誰のため」の議論ぬきには語れないことは確かだろう。そのさい、「会社とは何か」を過去、現在のみならず将来、すなわち「会社は何であり得るか」（所有形態のあり方）もふまえた歴史的文脈で相対的に捉える視点が肝要といえる。

むすび - 有用性と倫理性 -

会計の役割は、教科書的には「意思決定会計」と「利害調整会計」の2つがあるとされる。前者は投資家の投資判断にとって有用な会計情報の提供が中心的役割になる。したがって、投資予測に資する有用情報提供会計という点で、それはより端的に「投資判断の会計」と言った方がいいかもしれない。また、後者はエクイティ・アカウンティングといわれるように、もともと「信任」がその基礎にあり、高度の倫理性が備わっている。したがって、それは「信任義務の会計」（fiduciary accounting）と言った方が、その関係を基礎におく多様なステークホルダー（利害関係者）のための会計という発展性がある

といえる。

こうした会計のあり方の相違は、監査のあり方の違いにもつながってくる。すなわち、投資判断会計（有用情報開示会計）に資する監査と、信任義務会計に資する監査との相違である。前者の会計が情報の有用性を基軸にしているかぎり、その監査も有用性を軸にした監査となる。これに対し後者の会計は、信任義務を基軸にしているゆえ、そこでの監査はたんなる有用性ではなく、より高度の倫理性をともなった監査となる。ここに「有用性」（情報・予測）と「倫理性」（良心・公正）を基軸にした会計及び監査のあり方の相違が指摘できる。

先にみた株式会社の所有の二重性からすれば、経営者（取締役）はまずもって会社に対する信任の受信者責任をもち、そこにはすでにみたように高度の倫理性が課される。したがって、投資家（株主）への有用な会計情報の提供も、まずはその基礎が貫徹されなければならない。証券取引法に基づく公開株式会社の会計・監査は、それが株式会社であることからして、商法（会社法）と別個に存在するはずはない。証券取引法上での有用な会計情報提供という企業会計のあり方も、会社法の法理をその基礎に据えたものでなければならないのである。ここに、有用性と倫理性、及びその接合可能性の基礎があるといえる。

本稿で論じた日本版概念フレームワークはときに「会計憲法」と言われたりする。だが、そこで想定されている会計は、すでにみたように投資家向けの投資予測に資する会計である。それは、個々の会計基準をその基礎から律すると言う意味で「憲法」と言われるかもしれないが、そこでの会計のあり方それ自体を相対化する必要がある。それだけが会計のあり方でないかぎり、それも含むより基礎にあるものを中核に据えてこそ憲法という名にふさわしい。

本稿の目的は、まさにその概念フレームワークの立脚点を4つの基礎論的視点から吟味することで、そこでの企業会計のあり方を相対的に明らかにすることにあつた。重要なことは、会計のあり方をその基礎にある「人と人」の関係のあり方から掘り起こすことである。そして、投資家だけでなく多様なステークホルダーを据えた会計のあり方は、高い倫理性が備わった概念をその基礎においてこそ「会計憲法」という名にふさわしいといえるだろう。

（2005年12月26日稿）

注

* 本稿のより詳しい議論は、一連の補足及び補遺なども含めて石川[2006]を参照されたい。

1) 会計のあり方における「記録」の重要性、特に有限責任制との関係での「記録」あるいは「正規の簿記の原則」の今日的意義が重要である。石川[2004a]29-31頁、石川[2003]76頁参照。また、記録とかかわって内部統制の構築責任が今日的課題として重要になる。上村[2002]183-84頁参照。

2) 所有の二重性については岩井[2002]で論じられているが、より古くは奥村[1991]で所有の多重性も含めて議論されている。

3) この点は岩井[2002]89-90頁で論じられている。

4) 例えば井尻[1968]90-91頁では利害調整会計(equity accounting)と意思決定会計(operational accounting)とを、それぞれ富の分配、富の生産にかかわる会計として説明されている。また、井尻[1976]70-73頁では両者の相違について説明されている。

5) コモンローとエクイティについては、例えば田中[1993]、戒能[2003]、特に渡部[2003]ではアングロサクソン・モデルにおける株式カルチャーの源泉をこのエクイティに見出している。現代的な株主資本の意味も、その源泉にエクイティがあるわけであるが、後述するように今日の企業会計のあり方は、弱者としての株主ではなく、むしろ株主主権に従属する性格をもつ。

[参考文献]

- 石川純治[1988]『情報評価の基礎理論』中央経済社。
[2002 a]「時価会計と資本利益計算の変容(上)(下)」『経営研究』第53巻第2号、3号(2002年7月、11月)。
[2002 b]「利益の概念と情報価値 ディスカッション・a」(斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』所収、中央経済社、2002年11月)。
[2003]「手続校正、予測分離、そして複式簿記」『企業会計』第55巻第10号(2003年9月)。
[2004 a]「年金会計の計算構造と企業会計の今日的変容」『駒澤大学経済学部研究紀要』第59号(2004年3月)。
[2004 b]「企業会計の変容と企業会計原則の今日的課題(一)(二・完)」『會計』第166巻第3、4号(2004年8月、9月)。
[2005]「討議資料『財務会計の概念フレームワーク』の苦心と本音」『企業会計』第57巻第7号(2005年7月)。
[2006]「日本版概念フレームワークの立脚点」『駒沢大学経済学論集』第37巻第2・3・4号(2006年3月)。
- 井尻雄士[1968]『会計測定的基础』東洋経済新報社。
[1976]『会計測定の理論』東洋経済新報社。
- 岩井克人[2002]「株式会社の本質」(大塚・中山・福田・本田『現代経済学の潮流2002』東洋経済新報社、第4章所収)。
- 上村達男[2002]『会社法改革』岩波書店。
- 奥村宏[1991]『法人資本主義』朝日新聞社。
- 戒能通厚編[2003]『現代イギリス法事典』新世社。
- 田中英夫編集[1993]『BASIC 英米法辞典』東京大学出版会。
- 道垣内弘人[1996]『信託法理と私法体系』有斐閣。
- 樋口範雄[1999]『フィデューシャリー[信任]の時代』有斐閣。
- 渡部亮[2003]『アングロサクソン・モデルの本質』ダイヤモンド社。